

令和 2 年 4 月 17 日

一般廃棄物処理事業者
浄化槽関連事業者 各位

神戸市環境局環境保全部
環境保全指導課

新型コロナウイルス感染症対策感染拡大防止のための
更なる外出自粛の徹底について

平素より、神戸市への多大な協力を賜り、感謝申し上げます。

令和 2 年 4 月 7 日に変更された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、廃棄物処理（廃棄物収集・運搬、処分等）については、国民の安定的な生活の確保、社会の安定の維持の観点から、必要最小限の生活を送るため、また、企業の活動を維持するために不可欠なサービスとして事業継続を要請しているところです。

これに関して、一般廃棄物処理業者（浄化槽関連事業者を含む。）は、基本的対処方針にて「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」とされており、一般廃棄物の適正処理のため事業を継続していただくことが最優先ではございますが、**現在、神戸市では、**

- ① 進まぬ通勤者層の外出自粛
- ② 20～50 代の働く世代・感染経路不明の感染者が増加
- ③ 医療提供体制のひっ迫

という課題に直面しております。このため、今回関係事業者の皆様にも医療提供体制の現状の危機感共有していただくとともに下記の事項に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 平日の外出自粛、特に通勤について 5 割から「最低 7 割、極力 8 割」の徹底
2. 休日の外出自粛も「8 割」をこれまで以上に徹底
3. 郵送手続の利用による市役所、区役所への来庁を控える

なお、「神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」の資料を参考につけておりますので、三宮における人出の状況やひっ迫する医療体制について、ご確認いただければ幸いです。